

## 国連人権理事会第 53 会期における決議 IMADR 要約報告

(2023 年 6 月 19 日～7 月 14 日)

■**裁判官と弁護士**の**独立に関する特別報告者のマンデート**については、特別報告者のマンデートを **3 年間延長**することを決定し、すべての政府に対し、特別報告者の任務遂行に協力し支援すること、特別報告者の訪問要請に好意的に応じることを検討すること、特別報告者の勧告を実施することを検討するよう促しました。

■**障がい者の権利に関する特別報告者**についても**マンデートを 3 年間延長**し、障がい者の権利の実現と社会の対等な構成員としての参加に関するグッド・プラクティスを特定し、交換し、促進し、普及させることを任務としました。

■ベラルーシの人権状況については、ベラルーシ当局に対し、国際人権法上の義務に従ってすべての人権を完全に尊重するよう強く求め、ベラルーシの人権状況に関する特別報告者のマンデートを 1 年間延長することを賛成多数で決定しました。

■高等弁務官に対し、**市民社会スペース**の動向を定期的に評価する上での課題とベスト・プラクティスを特定し、市民社会スペースに関する情報収集を強化することを視野に入れた勧告を含むテーマ別報告書を作成するよう要請しました。

■高等弁務官事務所に対し、**武器移転が人権に与える負の影響**を防止、緩和、情報アクセスが果たす役割に焦点を当てた分析報告書を作成すること、および武器移転が人権に与える負の影響を防止する上で、国家と民間セクターが果たす役割について見直すディスカッションを行うためのワークショップを開催することを要請しました。

■**国籍を持つ権利**・法律上および実践上の国籍に対する権利の平等に関しては、人権高等弁務官に対し、難民高等弁務官事務所と連携して、第 56 会期に先立ち、法律上および実践上の平等な国籍権の推進におけるベスト・プラクティスを紹介するための専門家ワークショップを開催するよう要請しました。

■**腐敗が人権の享有に及ぼす悪影響**に関しては、人権高等弁務官事務所に対し、新型コロナウイルスの感染拡大からの回復における**腐敗防止の取組み**に関して、経済的、社会的、文化的権利の促進と保護におけるグッド・プラクティス、成果、課題、教訓を共有するため、第 57 会期前に専門家セミナーを開催するよう要請しました。

■シリア・アラブ共和国については、同国が国際法の義務に合致する形でその管轄権内にあるすべての人の人権を尊重し、保護する責任を果たすよう要求しました。理事会は、また、すべての紛争の当事者に対し、すべての人の人権を尊重するよう要求しました。

■社会フォーラム(Social Forum)については、2024年にジュネーブで2日間開催されることを決定し、また、次回の会合では、すべての人のためのすべての人権の向上に対する開発資金の貢献に焦点を当てることを決定しました。

■民主主義と人種差別が両立しないこと(incompatibility)については、第56会期の前に、ハイレベル・パネル・ディスカッションを開催することを決定しました。

その後、人権理事会は翌7月14日の第53会期終了までに、次のような決議も採択しました。

■強制婚の撤廃に関しては、各加盟国が、強制婚を防止・撤廃し、構造的・根本的な原因やリスクに対処するために、人権を基礎とした包括的な措置を講じることを求めました。

■移住者の人権に関して、移動(transit)における人権侵害の防止と責任について、各国が移住に関する法律、政策、慣行が国際人権法に合致していることを確保するよう求めるとともに、高等弁務官事務所に対し、移動中の人権侵害に対処する方向性について会期間パネル千須カッションを開催するよう求めました。

■女性と少女に対するあらゆる形態の暴力の撤廃については、刑事拘禁中の暴力の防止に関して、その人権状況と実務や対策に関する情報をまとめた報告書を提出するよう高等弁務官事務所に要請しました。

■新しいデジタル技術と人権に関しては、高等弁務官事務所に対し、人権理事会や高等弁務官事務所、各条約機関や理事会の特別手続における人権や新しいデジタル技術についての作業をまとめ、ギャップを特定し、新たな課題や勧告をまとめた報告書を作成するよう要請しました。

▲ 情報元：人権理事会文書 HRC/23/97

OHCHR ニュースサイト：<https://www.ohchr.org/en/news/2023/07/human-rights-council-concludes-fifty-third-regular-session-after-adopting-30?sub-site=HRC>